第二十七条第一項第十二号イ中「掲げる」を「定める」に改め、同項第十四号中「若しくは規約又は」を「、規約若しくは」に改め、同項第十五号イ中「掲げる」を「定める」に改め、同項第十六号イ中「有価証券の」を「特定有価証券の」に改め、同号ロ中「主要な契約」の下に「の契約書」を加え、同項第十七号イ中「有価証券の」を「特定有価証券の」に改め、同号ロ中「主要な契約」の下に「の契約書」を加え、同条第二項中「掲げる」を「定める」に改める。

第二十七条の二中「法第二十四条第八項」を「特定有価証券に係る法第二十四条第八項」に改め、「規定する報告書提出外国会社」の下に「又は報告書提出外国者」を加える。

第二十七条の三第二項中「第九条」を「第九条第一項」に改め、同条第五項第三号中「外国会社報告書に」を「当該外国会社報告書に」に改める。

第二十七条の四第二項中「第九条」を「第九条第一項」に改め、同条第三項第一号中「若しくは規約又は」を「、規約、」に改め、同項第二号中「当該報告書提出外国会社」を「報告書提出外国会社」に改め、同項第三号中「承認申請書」の下に「の」を加える。

第二十七条の四の二第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項第一号中「又は規約」を「、規約、信託契約書若しくは組合契約書又はこれらに準ずる書類」に改め、同項第三号中「当該発行者」を「当該承認申請書の提出者」に改め、「承認申請書」の下に「の」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第九条」を「第九条第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「金融庁長官」を「関東財務局長」に改め、同項第三号中「金融商品取引所」の下に「若しくは金融商品取引業協会」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を削り、「。以下この条において」を「。以下」に、「(以下この条」を「次項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第二十四条第十四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引業協会（認可金融商品取引業協会又は法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。以下同じ。）の規則とする。

第二十七条の四の二に次の二項を加える。

6　関東財務局長は、第三項の承認の申請があった場合において、同項第三号に掲げる法令の条項又は規則の規定及びそれらの遵守の状況に照らし、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認めるときは、同項第一号に掲げる特定期間以後の各特定期間に係る報告書代替書面の提出について、承認をするものとする。

7　関東財務局長は、前項の承認の理由が消滅したものと認めるときは、当該承認を将来に向かって取り消すことができる。

第二十七条の五第一項中「第一条の規定は法第二十四条の二第二項」を「第一条の規定は特定有価証券に係る法第二十四条の二第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）」に改め、「第二条の規定は」の下に「特定有価証券に係る」を加え、「第二十五号様式」を「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第二十六号様式」に改める。

第二十七条の六第一項各号列記以外の部分中「法」を「特定有価証券に係る法」に改め、同条第二項中「令第四条の二の四第三項」を「特定有価証券に係る令第四条の二の四第三項」に改める。

第二十七条の七中「法」を「特定有価証券に係る法」に改め、「公告に」の下に「付して」を加える。

第二十八条第一項中「法第二十四条の五第一項」を「同条第一項」に改め、同項第十五号及び第十六号中「有価証券の」を「特定有価証券の」に改め、同条第二項中「第九条」を「第九条第一項」に改め、同条第三項第一号中「された」の下に「当該発行者の」を加え、同項第二号中「提出者が」を「当該発行者が」に、「提出者を」を「発行者を」に改める。

第二十八条の二中「法第二十四条の五第七項」を「特定有価証券に係る法第二十四条の五第七項」に改める。

第二十八条の三第二項中「第九条」を「第九条第一項」に改め、同条第四項中「すべき事項」の下に「であって、当該外国会社半期報告書に記載されていない事項」を加え、同条第五項中「法」を「特定有価証券に係る法」に改める。

第二十八条の六第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項第二号中「発行者が」を「承認申請書の提出者が」に改め、「承認申請書」の下に「の」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第九条」を「第九条第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「の終了後」を「開始後六月を経過する日以後」に、「金融庁長官」を「関東財務局長」に改め、同項第三号中「金融商品取引所」の下に「若しくは金融商品取引業協会」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「(法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。)」を削り、「。以下この条において」を「。以下」に、「(以下この条」を「次項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第二十四条の五第十三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引業協会の規則とする。

第二十八条の六に次の二項を加える。

6　関東財務局長は、第三項の承認の申請があった場合において、同項第三号に掲げる法令の条項又は規則の規定及びそれらの遵守の状況に照らし、公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認めるときは、同項第一号に掲げる特定期間以後の各特定期間に係る半期代替書面の提出について、承認をするものとする。

7　関東財務局長は、前項の承認の理由が消滅したものと認めるときは、当該承認を将来に向かって取り消すことができる。

第二十九条第一項中「法第二十四条の五第四項」を「特定有価証券に係る法第二十四条の五第四項」に改め、「(認可金融商品取引業協会又は法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。以下この項において同じ。)」を削り、同条第二項第一号ト中「受渡し年月日」を「受渡年月日」に改め、同号に次のように加える。

チ　新投資口予約権証券にあっては、イからトまでに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

(1)　新投資口予約権の目的となる投資証券の内容及び口数

(2)　新投資口予約権の行使に際して払い込むべき金額

(3)　新投資口予約権の行使期間

(4)　新投資口予約権の行使の条件

(5)　新投資口予約権の譲渡に関する事項

第二十九条第二項第二号中「臨時報告書」の下に「若しくは次に掲げる事項とともに記載した有価証券届出書」を加え、同項第四号中「到来」を「満了」に改め、「ファンド等の」の下に「当該計算期間に係る」を加え、同項第七号イ(3)中「主要投資主（」の下に「投資主（」を、「規定する投資主」の下に「をいう。以下同じ。）」を加え、「この号及び次号において」を削り、「同号イ(3)において」を「以下」に改め、同項第九号中「」に規定する併合」を「第十四号において同じ。）に規定する併合（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）第二十九条の二、第九十一条の二又は第九十九条の二に規定する併合に該当する場合を除く。）」に、「」の規定による」を「第十四号において同じ。）の規定による」に改め、同項第十四号中「第九号の」を「ファンドの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第十六条第二号に規定する併合をいう。）についての同法第十六条の規定による」に改め、同条第三項中「第九条」を「第九条第一項」に、「に規定する」を「の規定により」に改め、同条第四項第一号中「された」の下に「当該発行者の」を加え、同項第二号中「提出者が」を「当該発行者が」に改める。